

新型コロナウイルス対策農業収入保険加入促進緊急支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（令和3年4月1日から別に定める日まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送または持参してください。

【交付決定前の着手が必要な場合】

理由を記載した交付決定前着手届の提出が必要です。

交付決定前着手届を下記提出先まで郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

3. 事業開始

【事業を変更・中止したい場合】

事業を変更・中止する場合には県の承認が必要です。

変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了:補助事業が完了し、かつ、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内又は4月10日）

○実績報告書を下記に郵送又は持参してください。

※実績報告書には下記書類を添付してください。

- ・事業報告書
- ・事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)
- ・活動の状況が分かる写真等

◎補助金の支払い

実績報告が提出されしだい速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農林水産政策課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話:(0857)26 - 7589

電子メール:nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp